

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援

◆事業内容

高等学校を卒業していない（中退を含む）ひとり親家庭の親及び子が、より良い条件での就業や転職へ繋げるために高等学校卒業程度認定試験（以下、高卒認定試験とします）の合格を目指す場合、その学び直しを支援することを目的に支援金を支給します。

◆対象となる方

横須賀市内に住所を有し、20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の親または児童のうち、次のすべてにあてはまる方

- (1) 児童扶養手当を受給しているか、同等の所得水準であること
- (2) 高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる方
- (3) 過去にこの制度を利用していないこと
- (4) 大学入学資格を持っていないこと

※ 給付金の支給を受けるまで対象者の要件に該当する必要があります。

◆対象講座

高卒認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む）とし、市長が適当と認めたもの。

※高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援制度の支給対象となる場合は対象となりません。

◆支給金額

●通信制の場合

- (1) 受講開始時給付金

支払った受講費用の40%相当額（上限10万円）を受講開始時に支給

- (2) 受講修了時給付金

支払った受講費用の10%相当額（受講開始時給付金と合わせて上限12万5千円）を受講修了時に支給

- (3) 合格時給付金

支払った受講費用の10%相当額を合格時に支給

※ (1) (2) (3) の合計額の上限は、15万円です。

●通学または通学および通信併用の場合

- (1) 受講開始時給付金

支払った受講費用の40%相当額（上限20万円）を受講開始時に支給

- (2) 受講修了時給付金

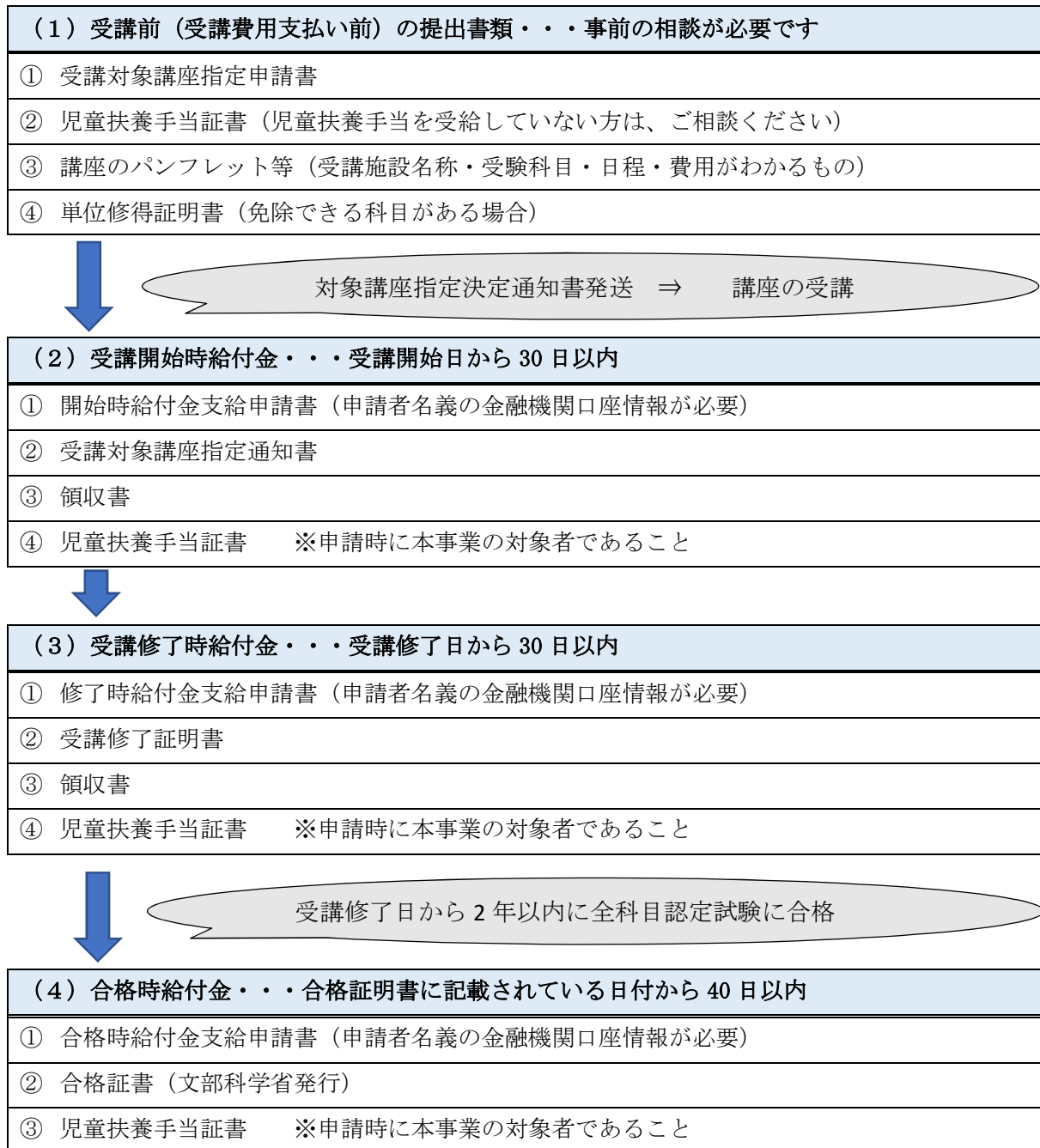
支払った受講費用の10%相当額（受講開始時給付金と合わせて上限25万円）を受講修了時に支給

- (3) 合格時給付金

支払った受講費用の10%相当額を合格時に支給

※ (1) (2) (3) の合計額の上限は30万円です。

◆手続きの時期と提出書類等



問い合わせ・申請先

横須賀市民生局こども家庭支援センターこども給付課 自立支援担当
電話 046-822-0133（直通）